

はじめに

この目録は、現時点で日本国内において、図録類や WEB 上の画像などによって拓影を見ることができる元朝石刻についての目録であり、『奈良大学総合研究所報』17～23 号に連載したものを訂補し、その後刊行された資料についてもおぎなつたものである。以下、

本稿の目的

用語の説明と採録の対象

目録凡例

の各項目に分けて述べる。引用書の略号表は別ファイルとした。

本稿の目的

なぜこのような目録を作成しようとしたかについては、かつて『奈良大学総合研究所報』17 号に掲載したものと重なるが、改めてその趣旨を述べておきたい。

近年、少なくとも日本においては、石刻を資料として用いる研究者の間で、過去にすでに作成された録文を利用するのではなく、拓本や写真を通じて、自ら石刻を「読む」ことを研究のベースとする、いわば「原石主義」とでも呼ぶことのできる方向が、1つの流れとして成立しつつある。その背景には、中国での多数の石刻拓影図録の刊行や、資料所蔵機関による WEB 上での拓影の公開、さらには中国内地旅行の自由化があるのだが、このあたりの経緯については、森田の「石刻熱」から 20 年（『アジア遊学』91 2006）を参照していただきたい。その一方で、資料の利用にあたっての不可欠な作業である、どの石刻の拓影が、何に掲載され、どのような形で見ることができるかという、基本情報の整理がおこなわれておらず、また、拓影を収載する資料集を所蔵する機関も限定されている。それを試み、研究者間で資料情報を共有化しようというのが、この目録作成の目的である。ただし、拓影に限らず、資料情報の共有は難しい。本目録においても、資料収集の範囲に限界があることについては、あとで書く。

私にとっての目録作成の一番の理由として、石刻資料を目録化するに当たって、その目録記述の基本的な原則が確立していないという点がある。石刻の命名、年代の比定など、石刻目録作成のための基本的な点について、共通した原則が公開されている例は、筆者の知るかぎりにおいては、少なくとも我が国にはないと思う。その点では、同じく中国学の文献資料である典籍が、つとに倉田淳之助の「東方文化研究所漢籍分類目録解説」（『東方学報』京都第 14 冊第 1 分冊 1943）をはじめとする、京都大学人文科学研究所の方式があり、多くの資料所蔵機関で標準として採用されているのとは、様相を異にしている。この点については、また後でも述べる。もっとも、さらに掘り下げれば、1つでもたくさんの石刻拓影を見たいという願望から来ていることもたしかである。

閑話休題。目録記述の統一を考えた 1つの例を見よう。全真教二代教祖馬鈺の道行碑（墓碑）をあげてみよう。碑の本文冒頭にあるタイトル（以下、首題）には、「全真第二代丹陽抱一無為真人馬宗師道行碑」と書かれ、篆額には「全真第二代丹陽抱一無為真人馬宗師道行碑銘」と書かれているこの石刻を、本目録で拓影収集の対象とした各文献で見ると、「馬從義道行碑」（北図、西北、以下本目録の書名略号による）、「馬鈺道行碑」（碑林）、「馬

真人道行碑」(陝西、重陽)とさまざまに命名している。新たにタイトルを作成命名するのか、原石にある名前をそのまま取るのかについては、一長一短がある。前者はたしかに厳密ではあるが、その一方でしばしば長文であって、一見しただけはその石刻の内容を把握しにくく、実務的ではない。次に紹介する「碑帖菁華」においては、目録での表示は簡潔な名称を命名し(拓片題名)、データとして原石にある表記を注記(根拠題名)しているが、たしかにこの方法は合理的である。ただし、最初の段階で目録に表示されるのが、命名された名前であることに変わりはない(検索では、「根拠題名」中の語からも当該の石刻が表示されるようだ)。筆者の目録においても、より簡明なことの多い「額」の表記も併記するなどの方法を今後検討したいと考えている。また、石刻の名称の問題は、その石刻の種別と深くかかわる。石刻の種別とその呼称については、石刻学の最も基本的な項目であるにもかかわらず、清朝石刻学以来、論者ごとにすべて異なっていると言っている。いずれにせよ、目録作成者によって石刻の名前が変わることは望ましいことではない。

さらに、石刻の年代比定についても、統一された方式があるとは言えない。石刻の史料としての特性は、刻されたときに内容が固定するという、言わば「同時性」にあるので、他の史料以上にその年代の確定には配慮を要する。この碑の場合は、「至元癸未歲重午日」と、立石の日付が書かれている。これは、至元20年5月5日にあたるが、日付の表記法は、石刻によってさまざまであり、それをどのように目録上に記載し、また統一した日付の表示とどう共存させるかの形式にも、定まったものがあるわけではない。この碑のように明示されている場合はいいが、何をもってその石刻の年代とするのかについては検討すべき場合も少なくない。さらに注意しないといけないのは、記述されている内容と、その石刻の成立が同時代とは限らない場合があることであり、重刻でなくても、この両者の間隔がかなり長い場合もままある。この点についての筆者の当面の見解については、凡例を見ていただきたい。

こうした事情から、私なりに、目録記述の原則を作ろうとしたのが、この目録の凡例であり、それに基づいて作成したのが、この目録稿である。個別の項目についての筆者の意見は「凡例」に述べているので、こうした資料分野に関心をお持ちの方々から、それについてのご意見をお寄せいただければありがたい。また、公開にあたって、連載に掲載したものについてもできる限り原掲文献への引き戻しをおこない、旧稿のミスにあまりの多さに困惑しながら修正をおこなったが、おそらくはまだミスが見つかることと思う。今回の改訂でもまた多くのミスを訂正した。紙媒体の好きな私が、この目録をあえて網上で公開したのも、経費の問題もあるが、改訂の便を考えたからである。

用語の説明と採録の対象

「拓本」の語については説明の必要がないだろうが、中国では一枚一枚の拓本を呼ぶときには「拓片」の語が用いられるが、ここでは拓本に統一した。拓本の影印が「拓影」で、本目録の主要対象である。ただし、石刻の写真を掲載している場合でも、読むに堪えるものは拓本に準じてあつかった。また、部分影しかないものでも、主要部分が見えるものについては、採用したものもあり、その場合は部分影であることを注記したが、不統一であることは否めない。なお、最近現地ではしばしばみられるような、原石に拓本を貼り付けた

ものの写真については、拓本として扱った。

採録の対象としては、元代の拓本の拓影およびそれに準ずるもので、現在の日本で見ることのできるものを対象とした。ただし、内容から元代のものであることはわかっても年次の確認できないものは、内容の考証で比定可能なものでも原則として省いた。また、資料収集の対象は各種の石刻資料集（原則として CINI で所蔵が公開されているものとし、筆者私蔵のものを一部含む）のほか、京都大学人文科学研究所の WEB サイト、東洋文庫所蔵の拓本（一般に公開されていることは筆者の閲覧で確認済み）である。それぞれの書名、出版社については、書名略号表を参照していただきたい。北京の国家図書館の WEB サイトについては、閲覧環境が不安定なため参考にとどめ、以前採録した注記を再確認していない。また、台北の中央研究院傅斯年図書館の資料については、現在図録を編集中と聞くので、公刊され次第追補する予定である（補記、『中央研究院歴史語言研究所蔵元代石刻拓本目録』として刊行されたが、今回の改訂には間に合わなかったことをお詫びする）。また、報刊などに所載の拓影については、採用しないこととした。写真が不鮮明なものが多いこと、筆者の報刊利用環境が整わないことなどが大きな理由であるが、永田英正―氣賀澤保規―櫻井智美と続く報刊所載石刻資料目録があり、そちらに任せることとした。できれば、将来的には本稿改訂の機会に注記などの形で増入したい

なお、写真に関しては、明瞭に読み取れる写真を採録の対象とすることは、上に述べたとおりであるが。ただし、あまりに不鮮明なものや、『三晋石刻大全』のように部分写真のみで、全体が読める写真が掲載されていないもの、巨碑で個々の文字までは読み取れない写真（や拓影）を掲載する文献などは、原則としてこの目録の対象とはしていない。今回の例で言えば同書の洪洞県巻は多くの元代石刻を含むが、部分写真・部分拓影のものも多く、それらは趣旨に反するので、割愛した。結果として同一書に掲載されているが、この表では採用不採用が生じている。なお、森田が編集刊行している『13, 14 世紀東アジア史料通信』（現在休刊中）では、新刊金石書について、全体拓影のないものや録文のみのもも紹介しているので、新刊についてはそちらをご参照いただければありがたい。また、そこでは、この表とは異なった形式での、目録記述を試みている。

目録凡例

今回作成した表は、名称、名称根拠、人名、年代、年代根拠、省、県、所載、注記の各項目よりなる。以下、目録の各項目ごとにその凡例を掲げる。なお、石刻の配列順は、日まで比定できるもの、旬まで、月まで、年まで、の順とし、一部想定できる上限下限で配列したものもある。

名称

石刻に名称については、次のような原則を設けた。なお、「題名」でなく「名称」としたのは、石刻の種別に「題名」があり、ややこしいからである。

- ・上述の如く、まず第一に、新たに命名するのか、原石にあるタイトルをそのまま取るのかが問題となるが、次の順序で採用することとした。

首題、(題) 額、掲載文献の命名、森田の命名。

- ・掲載文献の命名に森田が異論を有する場合は、独自に命名したが、その場合掲載文献での命名は注記していない。
- ・同じく原石にあるタイトルとして、首題と題額があるが、首題を額よりも優先するのは、額のない石刻の方が多く上に、額そのものやその拓本が失われたり、取り違えられたりすることがままあるためである。典籍における巻頭書名と題箋との関係に似ている。
- ・新たに命名するのか、原石主義で行くのかについては、一長一短があり、後者はたしかに厳密ではあるが、その一方でしばしば長文であって、一見しただけではその石刻の内容を把握しにくく、実務性に劣る。中国においては、国家図書館の『中文拓片機読目録格式使用手冊/中文拓片編目規則』（中国国家図書館編 北京図書館出版社 2002）で、命名の方式を規定しており、この資料については、菅野智明「書誌記述の標準化からみた拓本のタイトル 現下の拓本目録および日中の目録規則を視野に」（『書論』38 2012）という紹介があるが、この目録規則を我々の資料目録にそのまま適用するには検討の余地もあることを、森田は2016年の九州史学会で「元代拓影目録の作成と中国近世石刻目録学という考え方」と題して報告したことがある。繰り返しになるが、「中国石刻菁華」（北京図書館 HP）では、目録での主表示は簡潔な名称を命名し（拓片題名）、データとして原石にある表記を注記していた（根拠題名）。しかも、検索では、「根拠題名」中の語からも当該の石刻が表示されるという方式をとっていて、合理的方法ではないかと紹介したこともあるが、やがて「其他題名」という項目に代わってしまい、新収の石刻については、それも入力されていない。煩瑣なるがゆえであろうか。
- ・一方、国内の公刊された拓本目録で、目録規則についての記述が一番整っているのは、『東洋文庫所蔵中国石刻拓本目録』（東洋文庫 2002）であるが、この場合、凡例の標題の項に「本文頭題もしくは碑額題を標出した」とあり、さらに「文頭原題」の項を設けている。これも穏当な方式ではある。ただし、標題として何を用いたのかについて、個々の項目で注記されてはいない。おそらくは、頭題（ここで言う「首題」）を標題に使用した場合はあらためて何も注記しないということなのだろうが、その旨の記述は見当たらない。
- ・命名の方式については、今後とも検討していきたいと考えているが、もし新たに命名するとすれば、そのための原則を作る必要があり、さらに石刻の種別とその呼称ということがその前提となるのだが、前述の如く、これは石刻学の最も基本的な項目であるにもかかわらず、清朝石刻学以来、論者ごとにすべて異なっていると言っていよいよだから、それはそれで一朝一夕にできることではない。
- ・聖旨や詔勅などの命令文に関しては、石刻自体には特段の名前を付されていないことが多く、せいぜい「聖旨」などの語が額に刻されている程度である。したがって、どのように命名するかについての原則を考える必要がある。蔡美彪氏の『八思巴字碑刻文物集積』（中国社会科学出版社 2011）を参照しつつ、表記の原則の再検討をおこなって、対象、年次（複数刻の場合は略）をタイトルに加え、「元氏県開化寺虎児年聖旨碑」のように表記する。もちろん石刻の額や首題が、たんに「聖旨」などでなく、具体的な内容を有する場合はそれを尊重することとした。なお、1つの石に複数の命令

文が刻されている場合、資料集によっては、命令文ごとにそれぞれの日付の箇所に著録する資料集もあるが、この目録は石刻拓影についての目録なので、可能な限り石単位にするようにした。ただし、典拠となった資料集の編集方式の関係で徹底できていないものがあるかもしれない。また、漢字以外の文字が併刻されている場合もあるが、それらについては、なるべく注記で記述することとした。パカ文字のものは、パカ、モンゴル語ウイグル文字のものは、回字蒙文、ウイグル字ウイグル語は回文、チベット文字は蔵文、アラビア文字表記のものは阿文、と表現している。

- ・次に、「題名・題刻」の問題。曲阜の孔廟にある「参謁刻石」のようなものもあるが、多くは野外、とくに「摩崖」の形で刻されていることが少なくない。最近ではこの種のものについての資料集の出版が増えてきている。実際には、刻者、筆者などの名前を中心とした短いものがほとんどで、史料として見れば、「使える」余地は少ないものではあるが、石刻であることに違いない。また、題刻の資料集の多くが写真であり、「拓影」でないことも問題と言えなくはないが、明瞭に読み取れるものであれば、採録することとする。むしろ、年代の確定、すなわち干支のみのものの比定や後刻、再刻や偽刻の検討が課題として残り、さらには自身でタイトルを持たないものが大部分ゆえに、命名の方式に考えるべきものがあると思う。現時点では人名と必要な場合に小地名を付しているが、これでいいのかは、今後も考えていきたい。
- ・なお、墓碑、墓誌などのように個人にかかわる石刻の場合は、諱などを（ ）に入れて付記することとした。

名称根拠

名称の欄に記した石刻の名称の根拠となったものを表示する。掲載文献の命名による場合はその略称を用いた。「森田」は、この目録のために森田の命名したものである。

人名

検索の便を考慮して、石刻が対象とする人物名をフルネームで表記する、「人名」の項を設けた。

日付

日付の決定と表示の原則は、次のとおりとした。

- ・文中にある一番新しい日付を取ることを原則とする（追刻は除く）。墓誌、墓碑の類については、被葬者の没年に配列するという考え方もあるが、石刻の成立と時間差がある場合もあり、その方式は取らない。したがって、所載文献の比定と日付の合わないものもある。
- ・命令文などを刻したもので、立石の日付が不明確な場合は、文書の日付とし、複数刻されている場合は、最新のものによって配列して、各命令文の年次を注記に掲げる。また、命令文などに見られる十二支のみの表記については、判断の根拠を注記に記す。
- ・干支による表記は年に換算し、月日についても、干支表記は数字に直す。ただし、憲宗以前の年を干支表記したものは干支を併記する。なお、干支の換算は、中央研究院網頁の「兩千年中西曆轉換」を用いた。

- ・月、日の別称のうち、確定できるもの（孟春、仲夏、望日、既望、重午、重陽、中元など）は、数字に換算して表記する。ただし、問題の残るものについては、注記欄に原表記を掲載する。
- ・年によって動くもの（二十四節気など）は、原文の表記を表示する。
- ・たんなる重刻（たとえば、元碑を明の萬暦年間に再刻したもの）については、その石刻の時期に配列し、※をつけるとともに、注記に重刻の日付を入れる。過去の朝代の石刻を元朝時代になって重刻したものについては、重刻された時期に配列し、その旨を注記する。元碑を元に重刻した場合、重刻の日付に入れてその旨注記する
- ・なお、元朝特有の問題として、2つの「至元」の存在がある。「至元」と「後至元」を用いて区別した。判別には、干支を参照するのは当然であるが、内容によったものもある。

日付根拠

上記の年代比定の根拠となったものを記す。「立石」、「建」、「記」、「附」、「葬」など、石刻中で用いられている表現をなるべくそのまま用いることを原則とした。「日付」は石刻末に日付のみあるもの、「文書」は刻された文書の日付に拠ったもの、「文中」は、文中にある表現から比定したもの、拓影掲載文献の年代比定に拠った場合は、その略称を記した。

所在地

原則として拓影掲載文献の表記に従い、省名（北京・上海を含む）と原則2字表記の県名（北京などは区名）の2項で掲載する。掲載文献の表記によって、現在の市県名もふくんでおり、新旧の地名が混在することはやむをえないものとする。また、石刻の移動については配慮しないこととする。西安碑林と少林寺については「西安 碑林」、「登封 少林寺」とした。また、一部、石刻の集中する史蹟については、注記に、「在**」と所在を注記した。これは森田の関心によることが多く、恣意的になっている。

所載

複数の文献に所載されている場合は、文献の採録対象範囲が広い文献から並べ、東洋文庫については、最後とする。文献名については略号を使用し、文献略号の一覧は使用の便を考えて別ファイルとした。「菁華」については、参考のために以前の記録によって注記したが閲覧上の問題があり、再確認できていない。また、北図掲載のものは菁華にあるのが原則なので注記していない。

注記

石刻の内容が数載にわたる場合、碑陰、碑側にも内容がある場合などは、ここに注記する。

いずれの面が碑陽、碑陰なのか判別しがたい事例もあるが、引用文献に従う。

「法帖」と注記したものは、内容よりも筆跡を鑑賞するために刻された石刻と見做されるものである。ただし、これは森田の主観的判断による。

その他

文字は常用漢字を用いることを原則とする。

謝辞

さて、この目録を作成するには、当たり前だが収載文献の調査が前提となる。奈良大学図書館にも、いささかではあるが石刻関連文献の収集はあり、この目録の基本となったことは言うまでもない。それには、今回のものに限らず、科学研究費や学内の研究助成のお世話になった結果が大きい。その事務を受け持ってくださった総合研究所と、集めた文献の保管、管理の任にあたってくださっている図書館へのお礼が、まず第一である。奈良大学以外にも、資料調査に協力をいただいた機関は少なくない。とくに、京都大学文学部図書室と人文科学研究所東アジア人文情報学研究センターにはいろいろ便宜を図っていただいた、京都大学が自転車で行ける距離になかったら、この目録は成立していないし、京都大学人文科学研究所の拓影サイトがこの目録の支えになったことは、目録を見ていただければわかる。また、龍谷大学の深草、大宮の図書館の蔵書と、龍谷大学の方が主催される科研費の研究会のおかげをこうむることが少なくなかった。そして、出し惜しみせず原拓を繰り返し閲覧させてくださった東洋文庫には、お礼の申しようがない。さらに、北から、東北大学、東京大学東洋文化研究所、明治大学、大谷大学、国際日本文化研究センター、関西大学、九州大学などの図書館や研究室の所蔵資料調査で文献を少なからず捕捉できたこと、また奈良大学図書館に所蔵機関での利用手続でご協力いただいたことを、ここに感謝申し上げたい。それぞれの機関にお名前をあげたい方がいるが、略させていただく。また、中国や台湾の現地での見聞のみならず、台湾の中央研究院歴史語言研究所とくに洪金富教授、国立国家図書館漢学研究中心の劉頤叔教授には、訪問のたびにいろいろ資料利用にご高配をいただいたり、さまざまなアドバイスをたまわった。

以上すべての謝辞は、今回の目録に限らずこれまでの私の文献調査へのご助力へのお礼でもある。さらに、もし万万が一、この目録の所為で閲覧や複写の業務が発生したとしたら、そのことへのお礼、あるいはお詫びも、あらかじめ各機関に申しあげておきたいと思う。

補記 (2019年1月)

若干の語句の修正をのぞいては、基本的には第一次公開時の凡例はそのまま残すこととした。

なお、「楼観大宗聖宮重修説経台記」については、「北図」の48冊(93p[陽]、94p[陰]、とある)と49冊(24p[陽]、25p[右側])に、それぞれ「楼観大宗聖宮重修説経台記」があり、見たところ同じ碑である。前者の碑陽に「至元甲申歳陽復日誌」とあり、後者の右側に「皇慶元年**立石」とある。ちなみに、「碑林」、「楼観」(陽、陰、左右側あり)はいずれも皇慶に比している。表の注記に書くと長くなるのでここに記しておく。

また、当然ながら、本表の成立後にも資料の収集は継続しており、追補すべきデータは100件をこえるので、次回の改訂こそはそう遠くない時期に果たしたい。

そして、文末になったが、本稿完成直前に、洪金富、趙琦ご夫妻の急逝という驚愕すべき報に接した。そろってすぐれたモンゴル時代史研究者であったご夫妻の友誼は、上にも書いたように本表の形成に大きな励ましとなった。洪氏の『中央研究院歴史語言研究所藏元代石刻拓本目録』を取りこみたいという気持ちが、改訂版の遅れの理由の1つであっただけに、今回未成におわったことが余計に悔やまれる。詳しい事情は現時点ではまだ分からないが、ご冥福をお祈りしたい。

なお、この目録は、森田が研究代表者である平成25年度～27年度科学研究費補助金基盤研究C「元朝石刻拓影の目録化を通じての中国近世石刻目録学構築の試み」（課題番号25370845）による成果の一部である。さらに、これまでに森田が代表者、分担者として受領した、「奈良大学研究助成」、「科学研究費補助金」のおかげをこうむっている。